平成２３年（フ）第７２号
群馬県前橋市関根町460番地１　ウエストタウン102号
債務者　井上　幸子
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第７５号
群馬県伊勢崎市今井町261番地１　県営住宅15
債務者　神田パトリシア（ＫＡＭＩＤＡ　ＹＯＮＡＭＩＮＥ　ＰＡＴＲＩＣＩＡ）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
群馬県伊勢崎市境三ツ木250番地27
債務者　畑中ヒロム（ＨＡＴＡＮＡＫＡ　ＲＡＮＤＡＬ　ＨＩＲＯＭＵ）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第９１号
群馬県伊勢崎市境三ツ木250番地27
債務者　畑中イボネ（ＨＡＴＡＮＡＫＡ　ＩＶＯＮＥ　ＤＥ　ＡＬＭＥＩＤＡ　ＤＡ　ＬＵＺ）
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３９号
群馬県高崎市三ツ寺町11―48、住民票上の住所群馬県富岡市上丹生1050番地１
債務者　田中　茂男（旧姓島崎・大塚）
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５１号
群馬県高崎市石原町4012番地　ジュネスかなざわＣ105号
債務者　松田　崎子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５８号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート1001号
債務者　加藤久美子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１４５号
埼玉県富士見市関沢３丁目34番６号　志賀ハイツ101
債務者　モリタ　ヘルミニア　リベロ
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７１号
千葉県習志野市東習志野４丁目７番10号
債務者　遠藤　アツ
１　決定年月日時　平成23年３月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１０号
千葉県市原市五井西４丁目２番地10　プロムナード弐番館202号
債務者　久保田惣之
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４８号
千葉市中央区若草１丁目１番１―306号
債務者　宮島美由紀
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５２号
千葉県船橋市東船橋３丁目13番７―206号
債務者　高橋美砂子
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５５号
千葉県市原市西五所８番地９　中村ハイツ１号室
債務者　竹谷　輝雅
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１９０号
千葉県船橋市薬円台１丁目５番３号　プレミールサザエ202号
債務者　高野　一広
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２１０号
千葉県船橋市新高根５丁目４番17号
債務者　福西　郁恵
１　決定年月日時　平成23年３月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９４号
千葉県銚子市黒生町7301番地の３
債務者　網中　正一
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４５号
神奈川県厚木市妻田西３丁目24番20号　シャトー白根Ｅ―201
債務者　天野　祥子
１　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部